

いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

川越市立霞ヶ関南小学校

目 次

I 基本方針

- 1 いじめに対する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止
- 4 早期発見
- 5 いじめに対する措置
- 6 重大事態への対処
- 7 その他の留意事項

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間計画

I 基本方針

1 いじめに対する基本理念

いじめはどの児童にも、起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様を理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りで、はやし立てたり、面白がったりする「観衆」や見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、メールでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかし、からかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。例え、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの友だちから集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断する。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- メール等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第二条】

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形

式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や習い事や学習塾・スポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることやメールのやりとりでの誹謗中傷なども意味する。
- 外見的に、喧嘩のように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- 根も葉もないうわさ話やメールのやりとりで悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの防止

(1) いじめの防止

① 教職員

- ア わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫を進めるとともに、道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- イ 授業を担当する教職員全員が公開授業を行い、相互の授業や児童の様子を参観しあう機会を設ける。
- ウ 時計をみて着席する習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底を図る。
- エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

② 児童

- ア 金子みすゞの「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- イ 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ウ 他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、自己有用感を育む。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け自己肯定感を高める。
- エ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、些細な嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

③ 保護者や地域のみなさん

ア あいさつや地域活動を通して、児童との関わりを大切にする。

イ 児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童に対して地域の取組などへの参加を促す。

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神を培うことを目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、縦割り異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

特別活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。また、個々に応じた習熟度別学習や個別学習、補充学習などを取り入れ、基礎学力の向上を図ると共に、児童が自分で主体的に学ぼうとする態度を育てる。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、自治会長や民生児童委員・主任児童委員等と定期的に情報交換をする。さらに、学校運営協議会を年4回実施し、いじめについての話し合いや取組についての意見交換をする等、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ ネット上におけるいじめの防止

ネット上におけるメール等における不適切なやりとりが重大な人権侵害行為であることをしっかりと児童に指導するとともに、授業だけではなく、外部指導者(川越警察・生活安全課)等を招き、児童にメール等の利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対しても利用に関する家庭でのルールづくり等と呼び掛ける。

4 早期発見

(1) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

* いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを年2回(6月、12月)に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、直ちに校長、教頭に報告する。

* 教育相談体制の充実

定期的に教育相談日を設定し、個人面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、川越市立教育センター(リベラ)やさわやか相談員やスクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、組織的に、迅速かつ適切に対応する。

* 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

* 事実確認

いじめを認知した場合や児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

* 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、全教職員で組織する生徒指導・教育相談委員会全体会に提案する。さらに、生徒指導委員会において、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・部員・教育相談主任・養護教諭・いじめが確認された学年の主任と担任でケース会議を開き、対応策を検討する。

その後、学年主任、担任を中心にいじめを受けた児童やその保護者への支援やいじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを必ず記録として残しておく。

＊ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

＊ 関係機関との連携

川越市立教育センター(リベール)や児童相談所等関係機関との情報交換を適宜行う。

(2) 職員の資質・能力の向上

「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質・能力を身に付けられるよう、いじめ問題に関する啓発資料マニュアルやネットいじめ等の予防と対応策の手引などを活用したり、外部講師を招聘したりするなどの校内研修を行う。

(3) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者の理解を得て、懇談会や個人面談等の機会に情報交換を行う。さらに、学校だよりの配布や地域共育コミュニティの活動などを通じて校外での児童の様子を見守ってもらえる関係づくりに努める。

(4) 継続的な指導・支援

面談後、継続的な支援の視点で面談ノートを記入し、情報交換を行う。

さらに、いじめにあった児童や行った児童に対しては定期的な会議を行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(5) 取り組み内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等で確認するとともに、学校のいじめ対応に関わる学校基本方針を点検し、見直しを行う。

5 いじめに対する措置

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。

近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合も少なくない。いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめにあった児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして、何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことができるようにするとともに、児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切と考える。

(1) いじめの発見や通報時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為を止めるとともに、学年主任等に連絡し、当該学年において該当児童の聞き取りなど事実確認に努める。その後、直ちに管理職に連絡、必要に応じて「生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を開催し、その後の対応を協議する。
- ② 児童からいじめの通報を受けた場合、通報してきた児童の学年が聞き取りを行い、管理職に連絡、必要に応じて「生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を開催して、その後の対応を協議する。
- ③ 保護者や地域住民からいじめの通報があった場合、通報を受けた者は直ちに管理職に報告、「生徒指導委員会（いじめ防止対策）」において対応を協議する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

- ① いじめられた児童へは、「学校が守っていく」ことをはっきりと伝え、自尊感情を傷つけることのないよう配慮しながら、安心した学校生活を送ることができるように手立てを講じる。手立ては以下のようなことを想定する。

ア 担任による継続した家庭訪問を行い、学校生活について保護者と情報の共有をはかる。

イ 児童が信頼できる人（友人 教職員 家族 地域の人など）と連携し、寄り添える環境をつくる。

ウ 必要に応じて、臨床心理士や福祉専門家、教育経験者、警察官など、外部の協力を得られる体制を整える。

エ いじめた児童の別室指導など児童が安心して学習できる環境を整える。

オ いじめが解決したと思われる場合においても、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

- ② いじめられた児童の保護者には、家庭訪問によって速やかに事実を伝え、徹底して児童を守る手立てを伝える。

(3) いじめた児童への指導や保護者への助言

- ① いじめたとされる児童から聞き取りを行い、いじめを確認した場合は学年を中心に複数の教職員が連携し、必要に応じて臨床心理士や福祉専門家、教育経験者、警察官など、外部の協力を得ながら組織的で多面的にいじめをやめさせる方策をとる。その際、個人情報の取り扱い、プライバシーには十分な配慮を行う。
- ② いじめた児童の指導にあたっては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように努める。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないような教育的配慮のもと、特別な支援計画による支援のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。
- ④ いじめた児童の抱える問題など、いじめの背景に目を向け、児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ いじめた児童の保護者には、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた、また、同調していた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた（観衆）、見て見ぬふりをしていた（傍観者）として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ② いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童の自己決定力を養う。校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上におけるメールの不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「生徒指導委員会（いじめ防止対策）」において対応を協議し、関係する児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、埼玉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課・スクールネットワークアドバイザーや川越警察生活安全課を招聘し、情報教育において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者またはその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

① 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態への対処

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。いじめを確認した場合は、川越市教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急生徒指導・特別支援委員会を開くとともに、川越市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、川越警察署へ通報し対応等の相談をする。

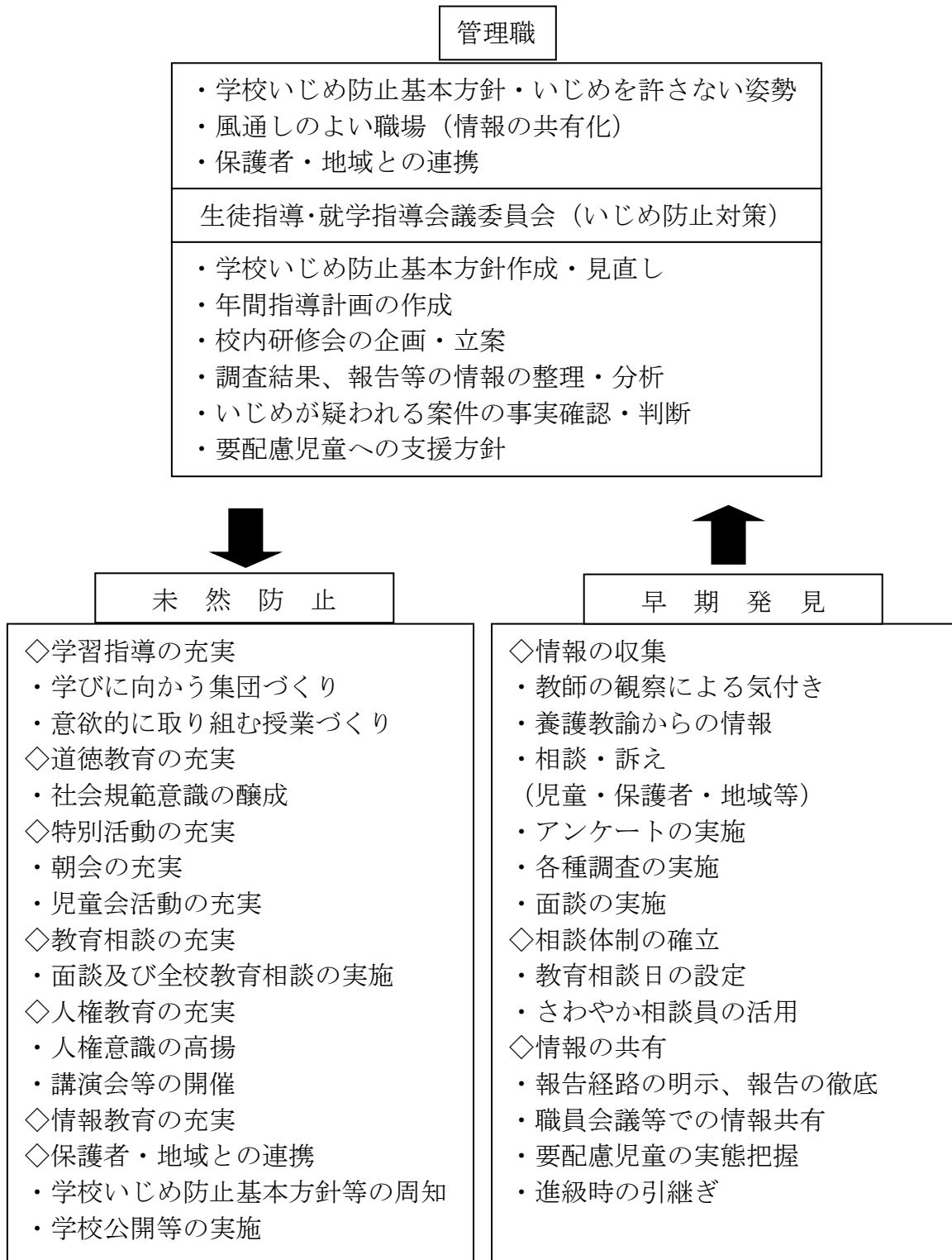
(3) 重大事態に対処する組織の構成

組織の構成については、学校が主体となり調査を実施する場合において、「いじめ調査委員会」を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平や中立性を確保するように努める。

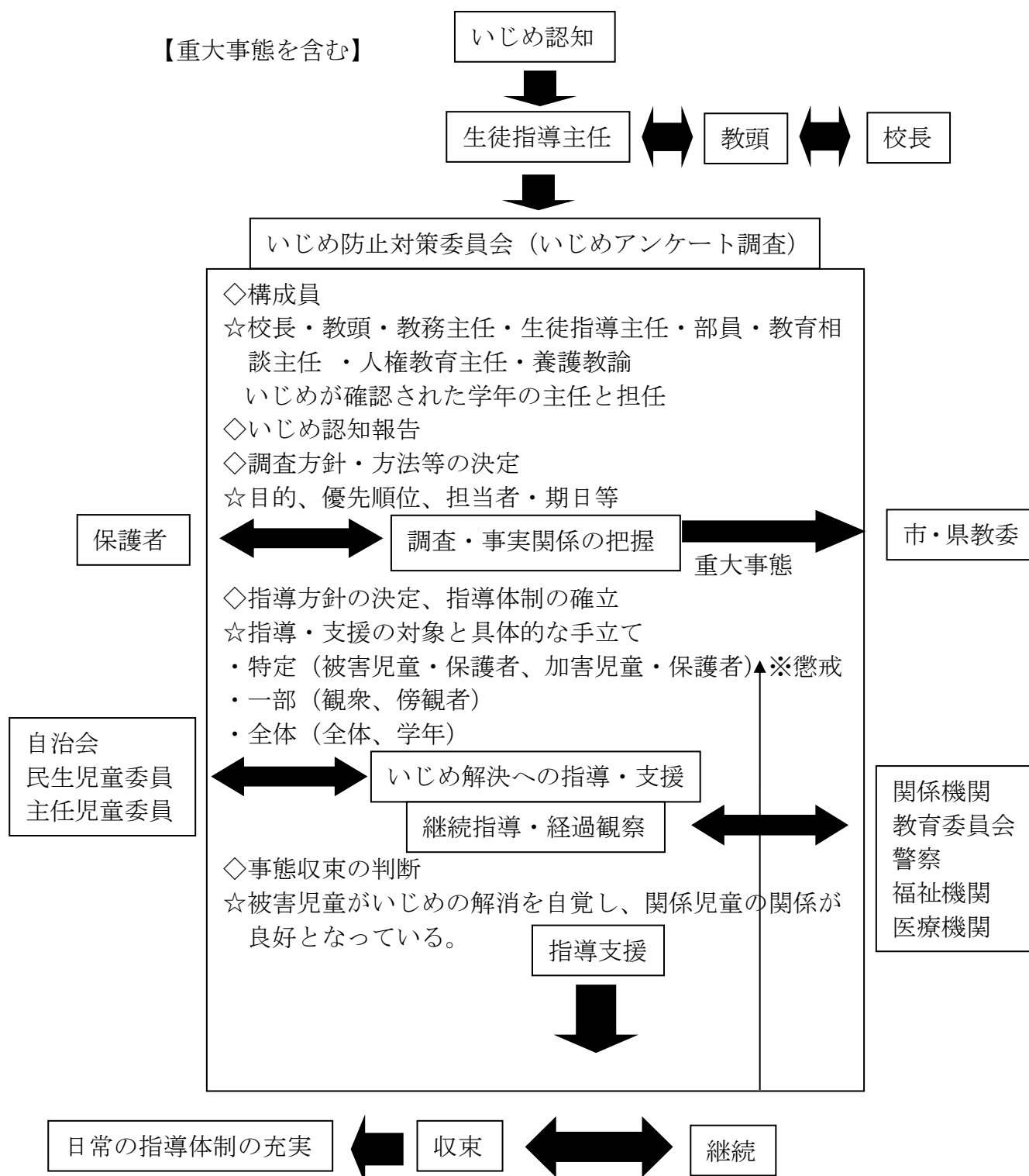
7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

① 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



② 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



※いじめは解消したが継続した指導が必要

(2) 校内研修の充実

いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導法を身に付けさせるなど教職員の指導やいじめの認知能力を高めるための研修や専門家を招聘し、研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、若い教職員に対しては、校内でのOJT（オン、ザ、ジョブ、トレーニング）が円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

① カウンセリング・マインドの研修

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

② OJTによる研修

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

(3) 校務の効率化

① いじめ問題に対応する校内組織

基本方針に基づく教育活動や対応については、既存の校内組織では十分に機能しない恐れがある。そこで「いじめ防止対策推進法」第22条の規定により、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針等の徹底をはかる。いじめへの対応は、この委員会を中心に全教職員の一致協力体制を確立し、組織的に行う。

ア 常設の生徒指導委員会（いじめ防止対策）

生徒指導委員会（いじめ防止対策）の役割・本基本方針に基づく教育活動や対応について点検し、活動のPDCA サイクルでの検証を行う。まず、いじめの事実確認の実施とその判断を行い、いじめと判断した場合は、基本方針に基づく対応を組織的に推進する。次に、情報の記録・管理責任者は教頭が務める。集められた情報は、個別に記録・保管する。さらに、教育委員会の判断により、学校が重大事態の調査を行う際は、本委員会を母体とし、当該事案の性質に応じて適切な専門家・外部協力者を得て対応する。

イ 基本構成員等

- ・ 本委員会を職員会議に繋がる組織として基本方針に示した活動について統括する。
- ・ 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・部員・教育相談主任・人権教育主任・養護教諭・いじめが確認された学年の主任と担任とする。
- ・ 校長を委員長、生徒指導主任を副委員長と定め、必要に応じて委員長が会を招集する。
- ・ 年1回、校長によって、「学校いじめ防止対策委員会」を招集し、全教職員に加えて、学校運営協議会委員、各地区の自治会長、民生児童委員、主任児童委員、PTA 会長等に出席を要請し、いじめアンケート調査の結果やいじめの実態について話し合いを行う。

(4) 学校評価と教職員の自己評価

学校評価でいじめの問題を取り扱うことにおいては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やいじめが多いか少ないかのみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

自己評価において、いじめの問題を取り扱うことにおいては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やいじめが多いか少ないかのみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

「霞ヶ関南小学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページで公開する。取り組みの進捗状況や得られた成果やアンケートの結果、それを踏まえた学校の取り組みを適宜、情報発信する。必要に応じて、意識啓発のための取り組みや意見聴取のための取り組みを企画する。「霞ヶ関南小学校いじめ防止基本方針」について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校のホームページ、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

II 関係機関との連携

いじめへは校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立して対応する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合に組織的に対処できるように、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学の際に、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにしておく。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教職員・警察官経験者など外部専門家等を加え、対応していく。